

令和7年

第20回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和7年第20回教育委員会会議 議事録

- 1 期 日 令和7年12月23日 火曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 閉 会 午後2時10分
- 5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 奥 真由美
吉村 昌之
高橋 重剛

6 説明のための出席者

教育次長	鈴木 雄輝	教育次長	久慈 隆正
総務課長	高橋 公康	教職員給与課長	伊岡森 亨
義務教育課長	伊藤 悟	高校教育課長	古屋 桃香

7 会議に付した事項

- 議案第41号 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案について
- 議案第42号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第43号 市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について
- 議案第44号 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第45号 第八次秋田県高等学校総合整備計画について

8 可決した事項

- 議案第41号 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案について
- 議案第42号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第43号 市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について
- 議案第44号 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第45号 第八次秋田県高等学校総合整備計画について

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和7年第20回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は2番吉村委員と3番松塚委員にお願いいたします。

はじめに、議案第41号「市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規

則案について」、議案第42号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」及び議案第43号「市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について」は、関連があるため、一括して審議を行います。教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第41号「市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案について」、議案第42号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」及び議案第43号「市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・議案第41号について、条例の一部改正に伴い、宿日直手当及び自動車等使用者に対する通勤手当の額を改定するもの。改正内容は、小中学校の寄宿舎に係る宿直手当に関する規定を削ること、勤務1回に係る宿日直手当の額を4,400円から4,700円に引き上げること及び自動車を使用する職員の通勤手当について距離区分に応じて月額100円から3,400円の幅で引き上げることの主に3点である。
- ・議案第42号について、条例の一部改正に伴い、義務教育教員特別手当の月額を改定するもの。改正内容は、多学年学級担当手当を削ること、学級担任には3,000円を加算した額を支給すること及び国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、義務教育教員特別手当の月額を引き下げることの主に3点である。
- ・議案第43号について、条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。
- ・以上3件の議案については、秋田県人事委員会に協議を依頼し、異議のない旨の回答をいただいている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

議案第41号について、改正内容にある寄宿舎ですが、現在はどれくらいの数があるのでしょうか。

【教職員給与課長】

市町村立学校においては、現在、寄宿舎は現存しておりません。そのため、実態に合わせて規定を整理させていただくものです。

【吉村委員】

ありがとうございます。私が知る限りでは無いと思ったため確認させていただきました。もう一点、宿日直手当について、年間にどれくらいの件数、実績があるのでしょうか。

【教職員給与課長】

実績について、私どもで調べたところ、ここ数年は実績がございませんでした。

【松塚委員】

関連して質問ですが、この宿日直手当というのは、過去に先生が学校に泊まっていた時代の名残のようなもののでしょうか。

【教職員給与課長】

過去には用務員の方が泊まるイメージがあったかと思いますが、ここでいう宿日直は、災害等の不測の事態で職員が学校に泊まって管理しなければならないといった管理上の意味合いのものです。

【松塚委員】

一晚8時間以上拘束されることを考えると、手当額が時給換算で最低賃金を下回る可能性があります、低いと感じます。この金額についての議論はあったのでしょうか。

【教職員給与課長】

この単価は1回あたりの定額であり、全国的にも同様のスタンスで決まっています。関係機関とも協議しましたが、今回は国の単価改定に合わせたものです。今後の動向は注視していきたいと考えております。

【松塚委員】

この手当は不測の事態に備えるものであり、当初予算ではなく、何かあった時に補正予算で対応するようなイメージでしょうか。

【教職員給与課長】

何かあった場合に備え、予め予算としては確保しておりますが、もしそれでも不測する事態になれば補正での対応となるかと思えます。

【松塚委員】

緊急で体を張って学校に行くことを考えると、将来的には最低賃金を割ることのないような単価に引き上げていただきたいと思えます。

【総務課長】

参考ですが、知事部局でも同額です。通常の手当と比べて待機時間が多いため単価が低く設定されています。教員には時間外手当が支給されないため、この手当で対応している側面がございます。

【奥委員】

通勤手当の改定についてですが、物価やガソリン価格の高騰が関係しているのでしょうか。

【教職員給与課長】

国の通勤手当単価の改定に連動しており、その算定には民間の支給状況や燃料費の動向も勘案されていると考えております。

【吉村委員】

通勤手当の対象となる距離に決まりはありますか。

【教職員給与課長】

2 km からとなっており、それ未満の場合が対象外となります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第41号、議案第42号及び議案第43号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第41号、議案第42号及び議案第43号を原案どおり可決します。

次に、議案第44号「公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第44号「公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の施行に伴い、指導改善研修の認定期間と受講期間の整合性を図るため、所要の規定の整備を行うもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

指導改善研修の内容はどのようなものでしょうか。

【義務教育課長】

指導力が不足していると認定された教員に対し、児童生徒に適切な教育を提供できる状態まで指導力を回復させることを目的として実施される法定の研修です。

【吉村委員】

その指導力不足の認定は誰が行うのでしょうか。

【義務教育課長】

まず、校長が課題のある教員について県教育委員会に報告します。その事実に基づいて、医師、弁護士、大学教授等の外部有識者で構成される判定委員会が指導力不足に該当するかを審査します。そして、審議内容をもとに、県教育委員会が認定審査会を開き、最終的に認定するという手続になります。

【吉村委員】

判定委員会が医師や弁護士で構成されるということは、授業内容よりも行動や言動など、総合的な資質への判断になるのでしょうか。

【義務教育課長】

学習指導だけでなく、学級経営や児童生徒との人間関係の構築など、教員としての資質を総合的に判断することになります。

【松塚委員】

直近でこの研修を受講している人数や回数ほどのくらいあるのでしょうか。

【義務教育課長】

現在、法定研修に該当する受講者はありません。

【奥委員】

判定委員会の構成について、人数や任期、選定方法を教えてください。

【義務教育課長】

現在は7名で、任期は2年です。委員の選定にあたっては、医師会等の関係団体に推薦を依頼するなど、伺いを立てた上で決定しています。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第44号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第44号を原案どおり可決します。

次に、議案第45号「第八次秋田県高等学校総合整備計画について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第45号「第八次秋田県高等学校総合整備計画について」説明概要

- ・本計画は令和8年度から令和17年度まで10年間の計画として策定を進めてきた。
- ・第1部では、「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育てる教育活動の推進」を掲げ、キャリア教育や主権者教育、グローバル教育、地域への愛着を育む教育など、教育内容の方向性を示している。
- ・第2部では、「時代の変化に対応した特色ある学校づくりの推進」として、統合・再編整備の具体的な方向性を示している。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

計画に書かれている内容はまさにそのとおりだと思います。しかし、最も重要なのは、いかにこれを実行に移すかです。「絵に描いた餅」にならないか非常に心配です。主体的な参加やグローバルな視野と言っても、それを現場でどう実現するのか。また、学校再編で地域との繋がりが希薄化する懸念もあります。計画の実行にあたっては、県教育委員会だけでなく、知事をはじめとする関係機関と連携し、こちらから積極的に働きかけるくらいの姿勢で臨んでほしいと思います。

【松塚委員】

吉村委員がおっしゃるとおり、ビジョンは素晴らしいと思います。これを実現するためには、計画の達成度を定期的にチェックし、進捗を追いかける仕組みが不可欠です。継続的に達成度を分析することができれば、必ず良い方向に進むと思います。

【高校教育課】

ご意見ありがとうございます。実効性の確保は非常に重要だと認識しております。この計画に基づき、各学校には今後5年間の中期ビジョンを策定してもらいます。その中で、各校

のミッションや具体的な取組を定め、年度ごとに進捗を報告していただきます。我々はその報告を評価し、PDCAサイクルがしっかり回るよう指導・助言を行ってまいります。計画倒れにならぬよう、学校と共に中身の伴うものにしていきたいと考えています。

【吉村委員】

ありがとうございます。学校現場に丸投げするのではなく、教育委員会がうるさいと言われるくらい積極的に関わっていくことが大切だと思います。手厚く関わることで、現場の先生方のやる気にも繋がるはずです。ぜひ、こまめな関与をお願いします。

【松塚委員】

各学校への支援について、教育委員会の指導主事の方々の能力は高いと思いますが、マンパワーには限界があるのではないのでしょうか。特に、各校の状況に応じたコンサルティング的な支援が必要になる中で、リソース不足が懸念されます。外部リソースの活用なども検討されているのでしょうか。

【高校教育課長】

ご指摘の通り、マンパワーの問題は事実です。現在は基本的に2年に1回の学校訪問を基本としていますが、我々も外部のコンサルティング等の活用について情報収集を進めている段階です。現場との関わり方のバランスを見極めながら、より良い支援のあり方を考えていきたいと思っています。

【安田教育長】

教育委員会はそれぞれの学校に応じて必要なときに支援をするなど、メリハリをつけて関わっていると感じています。

【久慈教育次長】

校長を経験した身として、定例の校長会や地区校長会など、横の繋がりで相談しながら進める場があります。教育委員会から年に数回訪問して指導していただく機会がありましたが、必要な場面に応じて支援してもらえるとという安心感がありました。

【吉村委員】

教育委員会が、現場から助けを求められた時に即座にサポートできる体制であってほしいと思います。教育委員会の関わり方が、秋田県の教育の根幹を支える上で最も重要だと考えています。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。
議案第45号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第45号を原案どおり可決します。

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。
特になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れさまでした。